

平成19年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成19年11月19日)

茨城県南水道企業団議会

平成19年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成19年11月19日(月) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議案第1号 茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する
条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例について

議案第3号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について

報告第1号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報
告について

報告第2号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書の
報告について

日程第4. 一般質問

日程第5. 請願第1号 水道料金の値下げを求める請願について

出席議員	議長	15番	貫井	徹	君
		1番	朝比奈	通子	さん
		2番	川田	政文	君
		4番	沼田	利光	君
		5番	宮原	節子	さん
		6番	大谷	雅彦	君
		7番	中根	利兵衛	君
		8番	曾根	一吉	君
		9番	大野	喜助	君
		10番	披田	信一郎	君
		11番	伊藤	悦子	さん
		12番	結城	繁	君
		14番	長塚	忠一郎	君

欠席議員		3番	篠山	治夫	君
------	--	----	----	----	---

説明のための出席者

企 業 長	串 田 武 久 君
副 企 業 長	池 辺 勝 幸 君
副 企 業 長	藤 井 信 吾 君
事 務 所 長	宮 本 満 君
次 長	石 田 勝 久 君
会 計 課 長	大 津 良 子 さん
業 務 課 長	野 口 君 子 さん
工 務 課 長	野 口 勇 君
管 理 課 長	岡 野 明 君
配 水 課 長	永 井 俊 一 君
監 査 委 員	戸 澤 淳 子 さん

茨城県南水道企業団議会事務局

局 長	山 口 好 正 君
係 長	藤 原 勘 一 君
書 記	山 本 信 之 君
書 記	小 嶋 哲 夫 君

平成19年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議 案 第 1 号 茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例
について
- 議 案 第 2 号 茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部を改正する条例について
- 議 案 第 3 号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について
- 報 告 第 1 号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告に
ついて
- 報 告 第 2 号 平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書の報告
について
- 請 願 第 1 号 水道料金の値下げを求める請願について

平成 19 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 伊藤 悦子	1 議案第 1 号 1. 茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について ①利用状況と改定料金の根拠について 2 議案第 3 号 1. 平成 1 8 年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について ①審査意見書に対してどのように検討するか ②年間総給水量と普及率について ③工事請負費について ④加入金について ⑤剰余金 2 億 2500 万円について
2 披田信一郎	1 議案第 3 号 1. 平成 1 8 年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について ①減価償却費に関して ②水道料金調定電算事務委託の委託費について ③入札契約の状況について

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 伊藤 悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金の値下げについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 県契約水量について 2. 基本料金体系について 3. 量水器使用料について 4. 公道部分の負担について 2 経営検討委員会について <ol style="list-style-type: none"> 1. 今までに何をどのように検討し、今後の課題について 2. 水道料金の引き下げについて 3 県南広域水道・県西広域水道統合計画について <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の状況について 2. 中止を求めることについて 4 下水道・水道料金の徴収一元化について <ol style="list-style-type: none"> 1. 低所得者に対するの減免措置について等 5 水源開発について
2 披田信一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業団の行財政改革について <ol style="list-style-type: none"> 1. 「検討委員会」での検討内容と今後の取り組み予定は 2. なぜ、ここまで取り組みが遅れたのか。その理由と、自己総括は？ 3. 適正な減価償却と財務会計制度のあり方について、どう考えているのか 4. 施設整備と更新計画が示されたが、牛久市の人口推計をはじめ、将来の需要想定が過大に見積もられてはいないか？ 5. 管路整備地区での水道使用率を上げるための方策について 6. 経営状況と将来計画について、水道使用者にまで情報開示し説明責任を果たすことについて 2 水道料金体系のあり方と節水型社会への道すじについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 小人数家庭や節水努力をしている家庭への配慮の必要性について 2. 基本料金制度と最低使用水量制度との比較について 3. 基本は給水原価の圧縮だと考えるが、県からの受水価格を下げさせるための取り組みについて 4. 今後の水道料金見直しのスケジュールについて

午後 1時32分 開 会

○議長（貫井 徹君）

ただいまから平成19年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数13名。3番、篠山治夫君より欠席の通告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（貫井 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、10番 披田信一郎君、11番 伊藤悦子さん、兩名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○議長（貫井 徹君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号から議案第3号並びに報告第1号及び報告第2号

○議長（貫井 徹君）

日程第3、議案第1号から議案第3号並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

本日は、平成19年第2回茨城県南水道企業団議会定例会にお集まりをお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともにご多用中にもかかわらずご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

去る9月末に行われました牛久市長選挙におきまして、池辺市長が見事に再選されまし

たこと、心からお喜び申し上げます。

さて、本日の定例議会には、議案3件と報告2件を提案しておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、業務等に関しますご報告を申し上げます。

まず、平成18年度において、コンサルタント業者に業務委託し策定いたしました当企業団の水道事業基本計画書についてであります。水道事業基本計画書については、将来にわたり安全な水を供給できる給水体制を構築し、健全経営が維持できることを目的として、施設整備、配水管路整備、財政等の基本計画を策定したものであります。議員各位にはダイジェスト版の計画書を配付いたしましたが、今後における企業団の事業運営等の参考資料にしたいと考えております。

次に、上下水道料金の徴収一元化等の状況についてご報告申し上げます。

現在、下水道等の関係団体との間で、料金徴収一元化の実施に向けて協議を行っておるところであります。上下水道料金システム構築に伴う水道・下水道の使用者のデータ移行作業等につきましては、正確性と安全性の確保が重要でありますので、慎重に進めてまいりたいと考えております。また、水道料金調定関係の電算業務については、経費節減の一環といたしまして、電算システムの見直しを行っておるところであります。

それでは、本日ご提案いたしました各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方自治法の一部を改正する法律のうち、財務に関する制度の見直しに関する事項が平成19年3月1日から施行されたことに伴うもの及び使用料算定基準の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、給与の減額及び再任用職員等についての適用除外規定の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第3号は、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてであります。

まず、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は8万2,869戸となり、前年度末より1,974戸の増となりました。給水人口は21万7,233人で、普及率は79.9%となっております。年間総給水量については2,362万5,435^mで、前年度より17万5,761^mの減となりました。なお、有収率につきましては89.3%で、前年度より0.7ポイント増となっております。今後も積極的に漏水防止対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込額で54億5,600万3,071円、総費用については税込額で51億7,306万1,245円となり、税抜きでの損益

は2億2,533万3,041円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収入は2億1,026万8,188円、支出については14億8,219万3,205円となっております。したがって、収入額は支出額に対しまして12億7,192万5,017円が不足いたしましたので、その補てん財源といたしまして減債積立金が2億975万3,331円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が5,596万1,288円、過年度分損益勘定留保資金が5億1,536万9,578円、当年度分損益勘定留保資金が4億9,084万820円となっております。

続きまして、報告事項についてご説明いたします。

報告第1号は、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。これは、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等23件及び実施設計業務委託1件、合わせて4億3,906万5,900円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についてであります。これは、平成14年度から平成17年度までの4カ年継続事業として取り組みました給配水管路台帳管理システムの構築が平成18年7月28日に終了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、精算の報告をするものであります。

以上が本日ご提案をいたしました各案件の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により、慎重審議の上適切なるご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（貫井 徹君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第3号、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。代表監査委員、戸澤淳子さん。

<代表監査委員、戸澤淳子さん 登壇>

○代表監査委員（戸澤淳子さん）

皆様、こんにちは。監査委員の戸澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員といたしまして、決算審査の報告を申し上げます。

平成19年10月2日と23日の両日にここ県南水道企業団事務所におきまして、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査を実施させていただきました。

審査に当たりましては、事務局の方よりの提出されました決算書、決算附属書類、関係諸帳簿並びに証憑書類などに基きまして、関係職員の説明を求めながら審査を実施いたしました。

審査の結果といたしましては、収支ともに違反したところはなく、その計算も帳簿や証書類と照合しましたところ、正当でございました。

なお、監査委員の意見といたしまして、7項目ほど提言をさせていただいております。その内容につきましては、お手元の審査意見書の方に記載してあるとおりでございます。主なものとして、4点ほど私の方から申し述べさせていただきたいと思っております。

まず第1点目なんですけれども、企業債の返済についてですけれども、これは平成17年度の決算審査でも指摘しております。利率の高いものは一括償還や借りかえを積極的に活用していただきまして、支払利息の縮減を図っていただきたいということは申し上げてきました。18年度は、一括償還、政府債、公庫債ともに全額繰り上げ返済、これは一括償還のことなんですけれども、これのみでしたけれども、公庫債に限り19年度より3年間、低金利により借りかえができるという特例措置がありますということを知っております。それをぜひフル活用していただきまして、今、現在進行形ですけれども、活用していただいている現在進行形でございます。

次に、第2点としまして、入札契約等に関してですけれども、落札率が非常に高い数値になっております。競争性とか透明性をぜひ高めるための検討をしていただきたい旨を申し上げさせていただきました。

また、第3点目は、平成18年度より実施されています工事前払金のことでございます。この工事前払金の率なんですけれども、40%という形で今現在行っております。今後の資金繰りの運用に影響が出ないよう、ちょっと見直しをしてもいいのかなということを申し上げております。

次に、第4点でございますが、企業団の経営状態についてですが、水道料金について原価割れで供給をしております。経営の安全性を考えれば、給水単価と供給単価の逆転現象を改善する必要がぜひともあるであろうというふうに考えております。特に、給水原価の費用の中で県からの受水費、それから職員の給与費、建設工事費、委託料などの見直しがぜひとも必要であろうかなという旨を申し述べさせていただきました。

最後になりますけれども、第3点目、それから第4点目を受けまして、平成19年3月の水道事業基本計画書を見せていただきましたところ、年々非常に建設工事が多くなっていくようでございます。今後の資金繰りににつきましては、かなり厳しい状況下に追い込まれていくのではないかなと思っております。我々の安全な命の水を確保し、供給するためにも、これから職員の皆様ともども、皆様お一人お一人の鋭意努力がぜひとも必要であるのではないかなということを感じさせていただきました。

以上をもちまして決算審査の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（貫井 徹君）

これから議案に対する質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

通告に従いまして質疑を行います。

初めに、議案第1号、茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、自動販売機の設置に対し、使用料を年間2,000円から6,000円に改定するものです。3月議会で条例が制定されたばかりです。改定の根拠と利用状況についてお伺いをいたします。

次に、議案第3号、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてです。

1番目に、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査の審査意見書で7つのことが提言されていますが、そのことについてどのように受けとめるのか、お伺いをいたします。

そして、企業債の利率が7.4%から6.5%のものがあり、一括償還や借りかえを積極的に活用して利息の縮減を図るとあります。日本共産党も今まで指摘をしてきたところです。監査委員の方からもお話がありましたように、公庫債の借り入れに対する条件緩和などもありました。今、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

次に、随意契約で行っている水道料金調定電算委託事務は9,216万49円と高額であり、電算処理の検討を早期に実施するようにとあります。その改善について今検討しているところというお話もありましたが、具体的な内容についてご説明をお願いいたします。

3つ目は、入札の落札率が平均93%、業務委託で94.1%と、競争性を高める検討すべきとあります。入札制度の改善についてお尋ねをいたします。

4つ目は、滞納料金の早期回収に努力することとあります。滞納の解消について取り組みはどのようにされてきたのか。また、滞納の要因の把握について行っているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、給水原価と供給原価について、特に給水原価の内訳費用について、県からの受水費、職員給与費、減価償却費となる建設工事費、委託料の見直しが必要でありますとあります。受水費について一般質問で行いますので、ここでは減価償却費についてお伺いします。どのような見直しを進めるのか、お伺いをしておきたいと思えます。

次に、2番目に、平成18年度水道事業報告書では、年間総給水量は昨年より17万5,760トンの減となっています。普及率は79.9%です。給水減の理由は何と考えているのでしょうか。安定した経営をさらに続けるためには普及率を上げることが大事です。どのように取り組んできたのでしょうか。また、今後の取り組みについてお答えをください。

3番目に、加入金についてです。加入金が6億7,785万244円となり、17年度に比べ1億5,523万8,106円と増額になっていると報告をされています。この内訳と要因についてお伺いをいたします。

4番目に、費用における工事請負費についてです。18年度は4億426万7,963円です。17年度は2億5,979万4,692円でした。昨年に比べ、約1.6倍になっています。その内容につ

いてお伺いをいたします。

最後に、剰余金についてです。18年度も、当期純利益は2億2,553万円になりました。毎年黒字が続いているわけですが、この黒字のことについてどのような認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

伊藤議員の質疑にお答えいたします。

まず最初に、議案第1号、行政財産の使用料の改定について申し上げます。

自動販売機につきましては、事務所の屋内に3台設置されておりますが、これは職員の福利厚生の一環として設置したものでございます。外部の利用者はほとんどなく、職員が利用しているような状況でございます。このたび改定する使用料金の根拠につきましては、ほかの一部組合で徴収している金額を算出根拠としております。

次に、審査意見書について、提言についてお答えいたします。

まず1点目、企業債の借りかえについてでございますが、平成19年度から21年度までの3年間、臨時特例措置として補償金なしの繰上償還ができることになりました。そのため、公営企業経営健全化計画を策定いたしまして、茨城県市町村課と財務省に提出いたしました。その内容について、10月24日に茨城県市町村課と財務省の共同ヒアリングが行われ、条件に合致していると認められるものについては補償金なしの繰上償還ができることとなります。その回答については、来年の2月末か3月上旬になるということでございます。

2点目の水道料金調定電算委託につきましては、株式会社茨城計算センターとオンライン方式で事務委託をしております。契約は、継続業務でありますので随意契約をいたしております。現在、電算事務の見直しということで、ITコーディネーターの指導によりパッケージ方式にして自庁処理を行い、コスト削減をするよう見直しを検討しているところでございます。パッケージ方式になりますと、サーバーを事務所内に設置しまして、職員が自庁処理をいたしますので、費用は現在の半分以下に抑えられると思っております。

3点目、入札の執行についてお答えいたします。当企業団で執行しております入札は、そのほとんどが水道未整備地区に対する水道管の布設工事でございます。特殊な工事を除いては、地場産業育成の観点から、地域経済活性化の一端を担っております地元業者を主に指名いたしております。現在は、一般競争入札の基準額の引き下げ及び構成団体において採用しておりますランク制度の実施に向けて準備を進めているところでございます。入札制度につきましては、今以上の競争性が発揮されますようにしたいと考えております。

4点目、水道料金徴収不納分についてでございますが、徴収不納の原因は3つあります。

1つ目は、転居先が不明なもの。2つ目は、転居先が判明しても給水区域外転居のため、転居先に請求書を送付してもなおかつ未収となっているものでございます。3つ目は、破産による債務でございます。徴収不納件数につきましては577件であり、収納率は全体の99.9%となっております。

料金回収の取り組みといたしましては、料金の未払い者に対しましては督促状、停水予告状及び停水通知書を発送し、納入をするようお願いいたしております。それでも未払いの方には、電話をかけて支払いの約束をとり、戸別訪問をして回収を行っておりますが、それでもなおかつ納入していただけない使用者に対しては、月に1回停水日を設けて、停水業務を実施いたしております。今後も滞納料金の早期徴収を行い、徴収不納額が増大しないように努めてまいりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

次に、減価償却における件でございますが、減価償却につきましては地方公営企業法にのっとりやっているわけでございますが、中にみなし償却というものもございます。みなし償却については、当該補助金等が料金の引き下げを目的として交付されたものである場合に限定するべきであるとのことでございます。当企業団では、料金値下げの補助金は該当しているものがございませんので、継続性の原則に基づきみなし償却を行わず、これまでどおり企業法にのっとり処理をする予定でございます。

次に、年間総給水量と普及率についてでございますが、18年度の年間総給水量は2,362万5,435m³で、前年度に比較しますと17万5,761m³の減となりました。給水人口については、前年度より2,541人増えております。普及率は79.9%で、前年度より0.8ポイント上昇しております。

使用量が伸びない要因といたしましては、夏場の天候不順による使用水量の伸び悩み及び水洗トイレ、洗濯機等の節水機器の普及による1人1日平均給水量の減少が考えられます。17年度の1人1日平均給水量は304リットルでしたが、平成18年度は298リットルで、6リットル減少いたしました。普及率の向上につきましては企業団の課題でもありますので、契約水量未達の解消に正副企業長を初めとして職員も努力しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、加入金につきまして、平成18年度の加入金収入は6億7,785万7,244円であります。前年度比1億5,523万8,106円の増額となっております。増額になりました主なものは、牛久市ひたち野、北部ニュータウンのマンション建設等の申し込みが増えたためでございます。

次に、建設工事請負費につきまして、ご質問の18年度の工事請負金額は税抜きで4億426万7,963円あります。まず、工事の概況であります。鉛給水管布設替工事費（657件）1億2,765万円、配水場関係工事費（11件）1億4,663万2,000円、量水器取替工事費（1万1,084個）2,599万8,904円、漏水修繕工事費（470件）5,288万4,778円、その他の維持工事費（321件）5,110万2,281円となっております。前年度と比較いたしますと、1億4,477万3,271円の増であります。主な要因は、配水池内部の防水槽の劣化に伴う防水塗装

工事の8,600万円と鉛給水管布設替工事が前年度比で2,931万円の増となったためでございます。

最後に、剰余金についてお答えいたします。公営企業は、財政的基礎を確立し、健全な運営を行わなければなりません。そのため、剰余金については、毎事業年度利益を生じた場合においては、地方公営企業法第32条第1項の規定により、その利益額の20分の1を下らない金額を法定積立金である減債積立金または利益積立金として積み立てなければなりません。当企業団といたしましては減債積立金として処分し、翌年度の企業債償還元金の財源に充当いたしております。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。11番、伊藤悦子さん。

<11番、伊藤悦子さん 登壇>

○11番（伊藤悦子さん）

2回目の質問をいたします。

企業債についてですけれども、条件が緩和されたということで、早速にその申請を行ったということですが、もしこれがすべて認められるとしますと、どれぐらいの経費節約になるのか。そしてまた、認められなかった部分について今後どのような手だてがあるのか、お伺いをしたいと思います。

入札の改善についてですけれども、今検討しているということなんですけれども、この検討はどれぐらいで終わって、いつから改善が進むようなことになるのか、その期間についてお伺いをしたいと思います。

減価償却費についてです。見なし償却は行わないということでしたが、県の監査の部分のところでは「県南水道は見なし償却を行うべき」、そのような表示があったわけですが、そのことについてどのようにとらえているのか、お伺いをしたいと思います。

加入金のことですが、今回も非常に多くの加入金があったわけですが、この加入金の状況、どんなふう to 今後の方向性があるのか、お伺いをしたいと思います。

次は、費用における工事請負費についてですが、鉛管の修理も行っているということですが、それでは現在どのぐらい残っていて、今後どんな計画があって、いつぐらいまでに解消できるのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

剰余金についてですけれども、公営企業法で20分の1を積み立てるということになりますけれども、やはり黒字が続いているわけですから、市民に還元する、そのような検討が18年度で行われたのかどうか、再度お伺いをいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

企業債の借りかえ等に関してでございますが、県庁ほかと財務省の許可が得られた場合は、予定といたしまして、政府債については今年度中に利率7%以上のもの3件で4億7,000万円、これを申請しております。20年度に6%以上のもの2件で2億5,000万円、21年度に5%以上のもの1件で4億5,000万円を、補償金免除で一括償還していく予定でございます。公庫債につきましては、20年度に5%以上から7%未満のもの5件で4億1,000万円を低利なものに借りかえしていく予定でございます。

このような予定で、全額が認められて免除される場合は、まず補償金は約1億8,900万円ほど免除されるということでございます。また、政府債の方は、全額償還が認められた場合は運営資金が不足になりますので、市中銀行より借り入れしなければなりません。まず、その借り入れしてやった場合には、利息分の軽減は約1億7,000万円ぐらいになると思います。これについては、国の方で総枠が3兆円とか4兆円とか決まっておりますので、それで先ほども申し上げました健全化計画が適している事業体に対してまず優先的に借りかえ一括償還が認められますので、企業団においてどの程度に認められるか、2月、3月にならないとはっきりしないというのが現状でございます。

また、みなし償却についてでございますが、県の方ではいろいろみなし償却をやるというようなことになっているかもわかりませんが、これについてもいろいろ条件がございます。先ほど申し上げましたように、料金を値下げをするための補助金または使用者から工事費として負担金を取っている場合、その場合は二重の減価償却になりますので、みなし償却をしてよろしいというようなことでございます。

またあとは、工業用水関係は、補助金がそういう対象でみなし償却をしてよいというような対象で出ておりますので、みなし償却しているかと思われま。企業団においては現在のところ、先ほど申し上げましたように、料金の値下げに対するような補助金はいただいておりませんので該当いたしませんので、これまでどおりやっていきたいと思っております。

また、入札の検討についてですが、いつごろまでかというようなことでございますが、現在、内部でいろいろ他の自治体を参考にいたしまして検討しているところでございます。これからいろいろ規則等の改正等もございまして、内部で協議いたしまして、また検討委員会の部会の方にもお諮りしまして協議していただいて、競争性・透明性のあるような入札制度に改定していきたいと思っております。できれば早い時期ということで、来年度4月からやっていければと思っております。

また、加入金についての方向性ということでございますが、加入金は、先ほども申し上げましたように普及率が約80%でございます。100%までは残り20%あるわけなんです、これから未整備地区を管網整備をしていくわけなんです、かなりの年数がかかるかと思いますが、だんだん加入金も、今までは5億円、6億円と入っておりますけれども、19年度は約4億円を見込んでおりますし、20年度はさらにそれよりも下回るんじゃないかと

予測しておりますので、だんだん減っていく傾向ということでございますので、加入金に頼っていた料金体系でございますが、これから加入者を増やして、水道料金の収入でできるような体系に入っていかなければならないと思っております。

それと、鉛管等の今後の計画については担当課長の方から説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

それでは、鉛給水管の計画についてお答えいたします。

平成19年度3月末現在で、鉛製給水管の残存件数は1万2,163件であります。地区別件数では、取手市が6,483件、牛久市が3,660件、龍ヶ崎市が2,020件であります。今後の計画であります。鉛給水管取替工事及び配水管布設替工事、漏水修理時の交換、それに新築工事時点において取り直し工事等に合わせて取りかえる件数は、年間約1,000件くらいを予定しております。期間といたしましては、11年から12年かかる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで伊藤悦子さんの質疑を終わります。

次に、10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

通告に従いまして、議案に対する質疑を行わせていただきます。

私は1点というか、議案第3号、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に關しまして、3つの項目についてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、さきに行われました伊藤議員からの質問と重なってまいるところもござひますが、省略をしながらお伺いをいたします。

まず1点、減価償却というのが当企業団の財務上大きな要素を占めておひます。18年度では8億9,000余円減価償却がなされておひますけれども、この際この減価償却の基本的な考え方及び耐久年数などその計算の方式など、ご説明を求めたいと思ひます。

2番目に、監査報告書の7点の指摘事項の中でも指摘がなされておひますけれども、水道料金調定電算事務委託の委託費に關してお伺いをいたします。随意契約で、オンラインということもあって従来ずっと行われてきておひます。この平成19年度におひますこの見直しが進められておひますという説明は既にあったところでありおひますけれども、この相当な多額になっておひます平成18年度におひます委託費の見積もりの計算の根拠、そしてまたその執行のあり方などについてこの際ご説明を求めます。

3つ目です。入札契約の状況についてであります。これも決算審査意見書の中でも、その高い平均落札率について言及がなされ、改善が要請されているところでもありますけれども、この平成18年度決算における中での入札契約の執行状況について、その区分ごとと申しますか、幾つかのグループごとの落札率を詳細にご説明をください。

それから、これはヒアリングの中でお願いをしていたところですが、業者ごとの契約案件一覧というか、全体で何件、どのぐらいの金額になっているのかを一覧できるような資料をぜひ議会にご提出をいただきたいということをお願いしておりましたけれども、この件はいかがかと。

それから、設計価格または積算価格と、また予定価格との関係に関してお伺いいたします。お聞きしております資料によれば、そこには一定というか、契約案件によって差があると思われましても、差異がある意味では当然にもあります。これは、いわゆる部切りを考えてもいいのではないかと思います。この数%程度の積算価格と予定価格との差異の運用というか、考え方について、当企業団においてはいかに運営をされているのかをこの際ご説明を求めます。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

披田議員の3点の質疑にお答えをいたします。

まず1点目、減価償却費についてでございますが、現在、取得価格10万円以上の有形固定資産及び受贈財産を取得原価をもって帳簿原価とし、定額法により償却をいたしております。減価償却の意義として、損益計算の立場から固定資産の価値、減耗についての費用を決定しようとする目的がございます。つまり、3条の費用のうち、現金の支出を必要としない費用です。また、損益勘定留保資金として、資本的収入が資本的支出に不足する場合に充当する補てん財源となるものでございます。

減価償却額の算出方法につきましては、帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した金額に耐用年数に応じ償却率を乗じて算出しております。平成18年度において、耐用年数と償却率の主なものは次のとおりでございます。建物としては事務所が耐用年数50年、償却率0.02、構築物としては主に布設した配水管で、耐用年数38年、償却率0.027、機械及び装置としてはポンプ設備及び電気計装設備等が耐用年数15年、償却率0.066、また量水器は耐用年数8年、償却率0.125、車両・運搬具といたしましては車両が耐用年数5年、償却率0.2、そして工具器具及び備品としては主にパソコンで、耐用年数5年、償却率は0.2となっております。このような算出方法で行っており、最終的には取得原価の100分の95まで償却することができます。

2点目、水道料金調定電算事務委託費の見積もり根拠と執行状況についてとのことですが、委託につきましては株式会社茨城計算センターとのオンライン方式で電算事務を行っております。契約につきましては、継続した業務でもありますので、株式会社茨城計算センター1社だけ見積もりをとりまして、随意契約としております。

まず最初に、委託費の見積もり根拠でございますが、大別いたしますと6項目に分かれて算出しております。1つ目は、水道料金計算例年経費で、内訳としまして定常業務、納付書作成等であります。算出の根拠としましては、前年度2月分の調定件数を参考にして、件数に単価を掛けて算出して、12カ月を掛けた金額となっております。新年度の増加件数は含んでおりません。2つ目は、量水器検満取替施工費用処理であります。18年度中に量水器を取りかえました月平均の件数に単価を掛け、12カ月を掛けて算出した金額であります。3つ目は、水道料金消込み処理特殊業務であります。該当件数に単価を掛けて、12カ月を掛けた金額であります。4つ目は、水道料金口座振替テープ処理であります。口座テープ作成費は、それぞれ契約金融機関に件数単位の固定費を掛け、12カ月を掛けて算出した金額であります。5つ目は、水道料金オンラインシステム例年経費であります。オンラインシステム使用料、ハードウェア使用料及び保守料等につきましては、台数等に単価を掛けて算出し、12カ月を掛けた金額であります。6つ目は、水道検針ターミナルシステム経費であります。システム管理料、ハードウェア使用料、保守料、附帯処理等は単価を掛けて12カ月を掛けた金額であります。単価につきましては、値上げをしないで据え置きとなっております。

以上の項目金額を積み重ねて、総括契約をしております。支払いにつきましては、12等分した金額を毎月支払いをいたしております。

最後に3点目、入札契約の状況についてのご質問でございますが、平成18年度の入札等の執行状況については指名競争入札が128件で、契約額が16億9,031万1,945円です。見積もり合わせによる随意契約は10件で、契約額は1,248万1,350円、一般競争入札については該当する工事はありませんでした。区分ごとの平均落札率については、指名競争入札が95.6%、随意契約が97.8%となっております。

業者ごとの契約案件一覧表につきましては、作成をいたしております。

設計単価と予定価格との関係についてですが、企業団では設計価格と予定価格とについてはすべてのものが同じではなく、入札するものの種類により調整をしております。工事等につきましては、予算額の範囲内で施工しなければなりませんので、支出額の削減を図りながら適正な予定価格を設定し、入札を実施しております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

着席のまま暫時休憩いたします。事務局より資料の配付をさせます。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時24分

○議長（貫井 徹君）

再開いたします

答弁が終わりました。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

詳細なご答弁ありがとうございました。

減価償却については、そういった当企業団独自ということではなく、税法などに当たる法の定めでやってらっしゃるということだと理解をいたします。

決算の質疑でありますので、このことはこの程度にとどめますけれども、減価償却によって積み上げているものの使い方であるとか、今後も論議を深めていく必要があるのではないかと理解をしております。

2番目の水道料金調定電算事務委託の委託費に関して、これまた詳細な見積もりの算定方法などご説明をいただきましたけれども、要するに一種の単価契約、単価が見積もりとして出され、それに当該年度の途中で増える部分についてはある種サービスはさせると、前年度の2月時点での数を掛け合わせたものが総括的な見積もりの数字であるということであるわけでありましてけれども、しかし、1社との随契による長年にわたる契約ということで、その単価そのものが見直される。値上げは許していないというご説明もございましたけれども、数が増えていったような中で、それを下げていく努力などをどれほど追求してきたのか、必ずしも見えないところであります。そのような部分に関してどうであったのか、またかつ現状のようなものはいつから始まっているのかの年数について、この際ちょっとぜひ伺いたいと思います。

それから、19年度においてこれらの見直しが始まっているわけでありましてけれども、この18年度決算の中ではそういったことについての疑問なり、考えていかなければならないというようなことはなかったのかどうか、この際ご説明を求めます。

それから、最後に入札契約の状況についてであります。一般競争入札がたしか現在1億5,000万円でしたか、ほとんどのところ、例えば都道府県段階でも1,000万円以上は一般競争入札にするとか、構成市町村の中でも例えば龍ヶ崎市においては、昨年度から130万円以上の工事の原則すべてを、ランク別ということによって一定の条件こそ付しておりますけれども、すべてを一般競争入札にするというふうになされている中、余りに指名頼りというところが強いわけでありまして。そして、それが結果としての落札の高落札率にもつながっていると思っておりますけれども、この18年度においてはこれらについての見直しなりということ

は一定出てきたのか。19年度で論議が始まり、20年度4月から一部でも改革を進めるというご説明は既に伺っておりますけれども、この18年度決算期においてはそういった問題意識または作業がどうだったのかをこの際ご説明を求めます。

それから、業者ごとの契約案件一覧を文書で出していただきました。詳しいもの、ありがとうございました。ただ、ちょっとこれを今いただいただけで出せないのは、業者ごとにまとめてその総金額、多いもの順に並べるといような整理をぜひしていただきたいかったと、どういう分布がされているのかを見たいと思ったところでもあります。これについては、今後こういう資料を決算に関して事前に出していただくことをお願いしながら、この中身の分析は次に見送らざるを得ないところでもあります。よろしくお願いをいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

披田議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

電算関係の委託に関しましてでございますが、契約につきましては、先ほども申し上げましたように毎月毎月の継続作業でございます。各申込者8万件のデータを持っておりますので、それが年度がかわったから4月から違う業者というわけにはなかなかかえられないわけでございます。3月には4月の検針するデータを作成しなければなりませんので、そういう継続性があり、入札に適しない特殊な業務というような事情の解釈により、1社から任意でとってやってきたわけでございます。

契約につきましては、これは当初からもうかなりの前、30年以前からと思っておりますが、単価契約というようなことで、処理件数に対して単価を掛けて見積もりをいただく。途中で単価契約方式はちょっとまずいんじゃないかというようなこともありまして、総価方式、年間の予定の件数を概算で出しまして、それについて単価を掛けて年間の費用を出しまして、それを12カ月で払うというような方法で現在はやっております。単価につきましては、ここ十数年来、値上げは一切しておりません。

それとあとは、この検討ですね。見積もり合わせとか入札とか、いろいろ方法はあるかと思われるわけなんです。なかなか計算センターの事務に関しましては、継続性というようなことでこれまでなかなか検討というか、変える方向でできなかったわけなんです。今回、下水道料金徴収一元化に伴いまして電算そのものを見直ししようというようなことで、ITコーディネーターさんにいろいろ精査をしていただきまして自庁方式、自分の事務所にサーバーを置いて、職員が独自でやるというような方法がいいんじゃないかというようなことで、経費節減もございますので、そういう方向でやっていくというようなことで変更するようなことでございます。

また、入札に関しましては、企業団の場合は一般競争入札につきましては、会計規程に

より1億5,000万円以上の工事につきましては一般競争というようなことになっております。これまで県南水道では五、六件該当がありました。これは、事務所をつくるとか配水池をつくるとか配水場を建設するというような、そういうような大きな工事の場合だけが該当しております。今回、企業団でも5月にうちの方で発注した工事の中で、下請業者が幼児を死亡させるような事故がございました。そういう件も含めて、入札制度ランク制とか、それを見直ししなければいけないんじゃないかというようなことで、私の方で企業長に相談いたしまして、企業長からも「入札制度を見直しをしろよ」と、そういうようなことで動き始まったのが現状でございます。

できる限り早い時期から実施したいんですが、また一般競争についても龍ヶ崎市さんは130万円以上、牛久市さんは4,000万円以上、取手市さんは3,000万円以上というようなことになっておりますので、その辺もいろいろ含めまして協議いたしまして、企業団も該当金額を引き下げて、競争性のある入札にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで披田信一郎君の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑は全部終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時33分

◇討論

○議長（貫井 徹君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

議案第3号、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、反対討論を行います。

国民の暮らしは、政府の景気回復の掛け声とはほど遠く、特に貧困と格差がますます広がっています。必死で働いても貧困から抜け出さないワーキングプアが少なくとも400万世帯と言われ、この5年間で年収200万円以下の人々が157万人増加しています。生活保護

世帯や就学援助を受ける世帯も増加しています。政府の構造改革で、税の負担増や介護保険料や国民健康保険料の値上げなどで、市民の間からも「生活が苦しくなった」と、こういった声が大きくなっています。さらに、来年4月からは後期高齢者医療制度の保険料負担が始まります。ここに来て諸物価の値上がりも始まっています。こういうときこそ、公営企業は市民生活を守る立場で事業を行うことがますます求められます。

平成18年度も2億2,500万円の黒字になっています。生活にどうしても必要な水道は料金引き下げをしてほしいという、市民の大きな強い願いとなっています。黒字分が少しでも市民負担を軽減するような決算になっていないと判断をし、議案第3号に反対といたします。

○議長（貫井 徹君）

次に、賛成の方の発言を許します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○議長（貫井 徹君）

これから議案第1号から議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号、茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

議案第3号、平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり認定しました。

暫時休憩いたします。再開は午後2時50分といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

◇日程第4 一般質問

○議長（貫井 徹君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、水道料金の値下げについてです。高い水道料金を何とかしてほしい、これが市民の強い願いです。そこでお伺いいたします。

1つ目に、契約水量についてです。当企業団は県から水を買ひ、市民に供給しています。その受水費は、費用の48%を占めています。契約水量は現在8万5,880トンです。ところが、実際に使われている水量は18年度で7万3,708トンです。その差1万2,172トンで、金額にして1億8,842万円です。使わない水の購入費を県に払っているわけです。この分が水道代として市民の負担になるわけです。県に対し、実態に合った契約水量に変えるよう求めるべきです。来年度はさらに8万8,700トンになり、これ以上の差が出るわけです。今回、決算の審査意見書でも指摘をされているところです。水道料金を引き下げのためにも契約水量の変更を県に求めるべきですが、いかがでしょうか。また、今までに取り組んだことがあれば、その内容についてお伺いをいたします。

次に、基本料金の体系についてです。現在、水道料金の算出は、基本料金を10トンとして計算をしています。ところが、単身世帯や高齢者世帯は10トンまで使用していません。使わない水の分まで料金として徴収をされているわけです。10トン未満の利用者は全体の32%になります。その半分は5トン以下です。年金生活がほとんどの高齢者にとって、税控除の廃止や健康保険・介護保険料値上げ、年金は今後下がる一方です。しかも、新たに医療保険の負担増があります。高齢者の生活を守る上でも、そしてまた単身赴任者が使わない分まで余計に水道代を払っている、こういうことを考える上でも今、基本料金の体系を考えると来ているのではないのでしょうか。この検討についてお伺いをいたします。

3つ目に、量水器使用料についてです。使用量をはかる量水器使用料ですが、幾ら使ったかは事業を行う方が責任を持つものと考えられます。量水器を無料にすべきでしょうか、お伺いをいたします。

4つ目に、加入にかかわります公道部分の負担についてです。水道を引くときの工事費ですが、公道部分は配管の位置によって個人の負担額が異なり、不公平感があります。布設後は当企業団の所有になるわけですから、企業団の負担とすべきではないでしょうか。工事費が少しでも安くなれば加入促進にも結びつきます。お考えをお伺いいたします。

2番目に、経営検討委員会についてです。検討委員会が設置をされ、委員長は企業団の事務所長、委員は企業団の次長、総務課長及び構成団体の所管課長と財政担当課長であり、その検討内容は、予算、経営の改善、コスト削減、施設の新設・改修計画など、経営及び運営に関するということです。

そこでお伺いいたします。今までにどのような検討があり、課題は何と考えているのでしょうか。また、市民の願いである水道料金の値下げについての検討はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目に、県南広域水道と県西広域水道の統合計画についてです。県南広域水道と県西広域水道の統合計画がありました。合併問題などがあり、作業が一時中断していたようですが、合併になれば、県西広域水道の高い水道料金が県南広域水道の私たち当企業団に押しつけられることになるのではないのでしょうか。現在、どのような状況になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

4番目に、下水道・水道料金の徴収一元化についてです。企業長からも説明がありましたが、徴収一元化を計画中とのことですが、この実施の予定はいつからでしょうか。また、一度に料金が請求されることは、格差社会が広がる中で、生活困窮者にとっては大変厳しいものとなります。滞納がかえって増加すると考えますが、どのように認識しているのでしょうか。また、低所得者に対する減免措置は考えているのかどうか、お伺いをいたします。

最後に、水源開発についてです。ことし3月、県は「いばらき水のマスタープラン」を改定しました。それによりますと、計画達成年度の平成32年には水道用水と工業用水を合わせた都市用水は、1日46万トン余ることがわかりました。これは、現在使っている河川水と地下水も使わない計画が前提なので、水余りは合計73万トンに上ります。一方、開発を進めている霞ヶ浦導水事業や八ッ場ダムなどの総開発水量は62万トンです。やめても11万トン余るわけです。県民負担は、何と起債の利息も含め2,000億円と言われます。水道料金は、浄水場や配管の建設工事、人件費維持など、水源開発費で構成されます。必要以上の水源開発を行って、県民にその費用を押しつけていると考えられます。水余りの状況でこれ以上の水源開発はやめるべきと考えますが、当企業団として水源開発に対する企業長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

伊藤悦子議員の質問にお答えいたします。

県契約水量につきましては、茨城県より水道用水供給を受けております水道企業体は、茨城県給水条例第2条の規定に基づき、それぞれ1日最大給水量の受給契約を締結する定めとなっております。この契約水量は、受水団体が責任を持って引き受けなければならない水量であります。基本水量は、平成16年度に阿見浄水場の施設がすべて完成しましたので、それまでの8万3,476m³から段階的に平成17年度からは3年間で8万5,880m³、そして平成20年度以降は8万8,700m³ということになっております。来年度からの基本水量を現在の基本水量で据え置きができないか、企業局に要望してまいりましたが、その結果につきましては、できないという回答が私どもに提出されました。

次に、1日最大給水量と基本水量との差であります。今までの1日最大給水量は7万4,975m³でありましたので、その差は1万905m³ということになります。料金にいたしますと、約1億6,900万円という数字になるわけでありまして、契約水量の見直しについては、値上げに結びつかない水量の見直しの要望を今後も続けてまいりまいる所存であります。

次に、基本料金10m³であります。この見直しと量水器使用料の無料化についてであります。基本料金につきましては、水道事業運営に必要な財源を確実に回収しなければならない基本的な料金であります。当企業団の実態は、給水原価が供給単価を23円上回っておりますが、できる限り現行の水道料金を値上げしないで経営してまいりまいることが住民への還元と、このように考えておるところでもございます。

量水器使用料の無料化につきましても、現在の財政状況は水道料金だけの収入では赤字となっております。量水器使用料の無料化によって収入を減少させることは、企業団の経営に支障を来すものと考えております。今後の財政状況につきましては、だんだん厳しくなってくるものと予測されておりますので、量水器使用料の無料化につきましては慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、公道分工事を県南水道で負担できないかという質問であります。これは以前の議会でもお答えいたしましたとおりで、公道分工事とは道路に埋設されております企業団の配水管から各家庭等で水道をお使いになるための取り出し工事で、その部分については給水装置の一部であります。この工事費は、道路の形態、配水管の位置、必要とする水量による取出管の口径によっても金額の差が生じます。企業団では配水管を埋設する際、将来の使用水量を予測してその配水管の口径を決定をし、埋設の位置については、道路管理者との協議によって埋設位置を決定いたしております。企業団では以前に均一的な公道分費用でその工事を施工してまいりましたが、県市町村課よりその方法は好ましくないという行政指導もありまして、その後、実費負担としたものであります。

公道分工事は、水道申し込み各家庭等へ水道を供給するための専用管を布設する工事でありまして、その受益者が負担するべきものであります。公道分工事については、企業

団は今後も現在の方法を実施してまいりたいと考えておるところでもあります。

次に、経営検討委員会についてであります。これまでは、主に水道料金調定電算システムの見直しについて協議をいたしております。これは、上下水道料金徴収一元化の実施に伴いまして電算業務の委託内容の見直しと業務の改革を行い、委託経費の削減等を図るものであります。今後におきましては、人事関係、契約関係及び一元化、電算関係の専門部会を設置いたしまして協議、検討してまいりの方針であります。

水道料金の件につきましては、これまで協議はしておりませんが、今後の財政状況等を見きわめながら協議をしてまいりたいと、このように考えております。

水源開発についてのご質問であります。霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦と利根川及び那珂川の水を相互に行き来させることによって霞ヶ浦及び水戸市の桜川の水質浄化、利根川及び那珂川下流部の既得用水の補給等による流水の正常な機能の維持と増進並びに新規都市用水の確保を図るもので、我々水道事業者にとってはいずれも大変重要なこととあります。当企業団におきましても、水道料金の値上げに結びつかないよう、今後の国・県などの動向を見守っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。企業長の補足答弁をいたします。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

それでは、県南広域水道・県西広域水道統合計画につきまして申し上げます。

茨城県では県南・県西広域水道事業を統一し、将来の水需要の増加に対応できない市町村に対して県南・県西用水供給事業の計画を市町村と協議を進めておりましたが、市町村の合併が流動的であったことから水量が確定できないところでありました。平成18年度に実施した需要量の調査による要望水量は、市町村と県で最終水量として精査したものではないので、計画策定前年の平成20年度に再度水需要調査を実施し、最終水量を決定する予定でございます。

次に、中止を求めることについてでございますが、茨城県では将来の水需要に対応するとともに確保しています水源の有効的な活用及び施設整備などの効率を図るためにも、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業の統合なくしては次期事業の水源確保はないと言っております。当企業団といたしましても、水道の安定供給のために必要と考えております。

統合に伴う住民への影響であります。現在の県南広域と県西広域の料金に差があるのはご承知のとおりであります。当企業団といたしましても料金は茨城県南西広域的水道整備促進協議会の中で調整されるものと考えておりますので、推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に、上下水道料金の一元化についてでございますが、この料金徴収一元化により、水道及び下水道の利用者は今まで別々に支払いをしていたものを一度に支払うことができるようになります。この利便性が最大の目的であります。企業団のメリットといたしましては、徴収事務を受託することにより各下水道事業者より負担金が納入されることとなります。また、デメリットといたしましては、料金徴収に関する督促業務、給水停止業務、滞納整理業務等の事務量の増加と収納率の低下が予測されております。

それと、この一元化の実施時期についてということでございますが、今、検討委員会等で一元化の電算化について協議し、ほとんど決定をいたしております。それについて、各下水道事業者と一元化の準備委員会を設置してございまして、もう何度も協議をしております。実施時期につきましては平成21年4月1日より実施する予定になっております。

次に、低所得者に対する減免措置についてでございますが、水道料金につきましては地方公営企業法において、公正、妥当なもので企業が健全な運営を確保することができるものでなければならないとなっております。特定の利用者だけ料金を減免することは公正でなく、不公平になりますので、減免措置については考えておりません。料金徴収一元化実施に伴い同時に支払う金額が高額になります。その支払いの取り扱いにつきましては利用者において対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

2回目の質問を行います。

県水道料金との契約のことですが、県はできないというふうには言っていますが、この契約水量を決めることについて交わした協定書によりますと、広域水道内の市町村の合意があればそのことについて話し合いが行われる、このようなことにもなっておりますので、ぜひその辺も検討していただき、契約水量変更については引き続き県に求めていただきたいと思っております。来年度はさらに8万8,700トンになるわけですから、これに対する支払いが非常に水道料金にはね返ると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、基本料金の体系についてです。供給単価が供給原価より下回っているということですが、実際、水道会計は黒字なわけですが、しかも使わない水道料金まで払う、こういうことについては多くの市民の方は納得をできるものではありません。ぜひこの検討をお願いしたいと思います。これも強く要望しておきたいと思っております。

量水器の無料化についてです。量水器の使用料は、18年度決算で4,927万4,890円です。決算の結果から見れば、このことについては十分できるというふうに思いますが、その点について再度お答えをいただきたいと思っております。

次に、経営検討委員会についてです。今までに水道料金の値下げについての検討はなかったということですが、公営企業である以上、構成市町村に安全で安価な水を供給することが求められているわけですから、そして今、市民の間で水道料金を何とかしてほしい、こういう強い思いがあります。ぜひこの検討について積極的にお願いしたいと思います。協議していきたいということですので、私の方からも強く要望をしておきたいと思っています。

下水道・水道料金の一元化についてです。高額になって滞納が増える、そんなふうな認識もあったわけですが、その点に対してやはり低所得者に対する減免措置が必要だと思います。現在、龍ヶ崎市と比べてみますと、24トン使えば下水で2,920円、水道で4,609円になります。約7,000円になるわけです。その点も考えれば、ぜひこの一元化に対し低所得者に対する減免は必要と思いますが、そういった観点から再度お答えをお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わりにいたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長、宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

再質問いっぱいありまして、まとまっているかどうかちょっと申しわけないんですが。それで、県の契約水量の見直し、値下げについての要望についてでございます。協定書では市町村の合意があれば変更できるというようなことになっているというような伊藤議員さんの発言でございましたが、我々としてはなかなか勉強不足で、その辺を把握しておりませんので、いろいろ協定書を見まして、また他市町村で契約水量が多いところ、土浦さんとかも一緒になって、できれば一応協議してまいりたいと思います。

それと、料金値下げについてでございます。基本料金についてでございますが、企業団においても家事用料金において、基本水量で5^mぐらい使っている件数も1万件以上を超えております。それで、それを試算してみますと、基本料金を半額の700円、基本水量を5トンにいたしまして、超過料金を140円として計算してみますと、5^m以下の使用件数は全体の16%で1万2,870件あります。税抜きで約1億5,000万円ほどの減収になりますので、その財源がないと基本料金を5^mにするというのもちょっと難しいのではないかと思います。

また、量水器の使用料無料化についてでございますが、年間で約5,000万円の現在の使用料を徴収しておりますが、他の水道事業体では量水器使用料については無料化しているところも半分以上あるかと思いますが、これは基本料金の中にその分を含めて設定しているというようなことございまして、決して量水器使用料を無料化しているということではございません。そういう料金の設定の仕方によりなっているということで、企業団は先

ほど企業長も申し上げましたように、今後いろいろ研究するというような課題かなと思っております。

もう一つ、水道料金の値下げについてでございます。これについても、確かに現在の社会情勢の変化により少子高齢化及び核家族、また少人数家庭が増えているのも現実でございます。料金体系についても、先ほど申し上げましたように、今後財政等を見きわめいたしまして、その辺でコスト削減、経費の節減ができて、また水道の加入金額が増収すれば、そういうことも研究ができるかなと考えております。

最後に、上下水道一元化に伴う減免措置についてでございます。これは、低所得者に対する減免措置はした方がいいんじゃないかというようなことでございますが、その辺で確かに減免措置をしている事業体もあるというのは聞いたことがございます。なかなか減免措置、こういう低所得者に対することは福祉関係で一般自治体の方でやるというのが建前でございます。収入が少ない場合は生活保護とかそういうので対応していただくと。その生活保護の中には水道料金等の公共料金は含まれて支給されておりますので、公営企業といたしましては、先ほど申し上げましたようにそういう減免措置の対象としてはなっておりません。水道料金については全使用者公正で不公平がないように徴収しなさいということになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。これで伊藤悦子さんの質問を終わります。

次に、10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。水道議会では新人でございますので、よろしく願いをいたします。

この間、特別委員会の委員としてさまざまな課題について調査、論議をさせていただくという経験をさせていただきました。この中で、当企業団の事業が行政活動の一環であり、かつ重要なライフラインを構成する事業としてさまざまな問題を抱えつつご努力を重ねてきておられることについて、自分自身の勉強が不十分ではなかったかと反省をさせられたりもしてまいりました。

そこで、公営企業としての法的特殊性などで一知半解な部分もあるかもしれませんが、またさきに質問された伊藤議員のテーマと一部には重複する部分もあるかと思いますが、当企業団としての行財政改革のあり方と、そして水道料金体系の今後の考え方という2項目について質問と、また提言をさせていただきたいと思っております。

さて、行政の各分野での行政改革は、財政が厳しくなってきたということからばかりではなく、本来あるべき公的活動の意義のその再確認とともに、またともすると非効率さを

改善しないままに固まりきっていた行政をあるべき状態に見直し、改善するという意味においても当然の作業だと考えます。従来 of 企業団の経営に当たって、このことがどれほど意識されて行われてまいったのか。設置された経営検討委員会の様子などを伺うとき、余りに手つかずで来たことが多かったのではないかと感じております。遅きに失するといっても仕方のないことではありますから、しっかりと進めていきましょう、最初に言っておきたいと思います。

この問題について、まず4点お伺いをいたします。1つ目に、経営検討委員会が設置され、さまざまな課題について点検と検討を開始し、一部について改善実施を決定し進めているとお聞きいたしますが、この際改めて同委員会の設置の経緯と検討内容並びに今後の取り組みの予定をご説明をいただきたいと思います。現在の検討内容など、先ほどご答弁もごさいますので、最初の設置の経緯と今後の予定などについて、ぜひ詳細にご説明をいただければと思います。

2つ目に、最初に触れましたように、私は今まで当企業団での行政改革が不十分だったのではないかと感じてはいるわけですが、取り組みのおくれた理由と、このことについてどのような総括、また評価をなされているのか、この際ご説明をいただきたいと思ひます。

3つ目に、先ほど決算議案への質疑で減価償却に関してご質問をさせていただきましたが、この減価償却と財務会計上の扱いについてどのように考えられているのか、お伺いをいたします。先走って言うならば、事実上その減価償却して積み立てている原資のほとんどを食いつぶしているのではないかと、またそれは適切なことなのであろうかという問いでもあります。

4つ目に、先日、当企業団の水道事業基本計画書がまとめられ、議会にもその抜粋が配付されました。その中で、今後の施設整備の計画と、また現在の施設の更新計画が示されてもいます。その中で、その前提としての行政区域内人口の将来想定、推計に関してまずありますが、取手市、龍ヶ崎市についてはほとんど現状維持か微増となっているわけでありすけれども、牛久市については区域内人口を20年間に於いて現状より2万3,000人増えるという前提で必要給水量を計算されております。このようなことが結果として過大な需要想定とはなっていないのだろうか、不安になるものでもあります。さらには、省資源・節水型社会への転換がいや応なく迫られ、その動向やそれに向けた努力も将来の給水需要計画においてどれだけ加味されていらっしゃるのか、この際ご説明を求めるものであります。

そして、今後この水道事業基本計画が適宜見直しはなされるものと思っておりますけれども、これが適切なタイミングでかつ適切に行われる必要があると考えるところであります。今後の見直し、その時期や進め方などについては現時点でどのようにお考えになっているのであつしょうか。

大きな2つ目の項目であります。節水型社会にも整合する新しい水道料金体系のあり方をこの際考えていく必要があるという問題であります。

1つとして、核家族化の進行で増えている少人数家庭や、また節水努力をそれなりになされている家庭があると思いますけれども、こういったものへの配慮が必要であると考えるところ、どのようにこれを水道料金体系の中に入れていくのか、基本のお考え方を伺いたします。

2つ目に、いわゆる基本料と言われるようなものの中に区分するとすれば、基本料金制と当企業団が採用している最低使用水量制という2つのパターンがあると思います。この2つの方式について、その比較などどのようにお考えであるのか、この際ご説明を求めます。

3つ目に、利用しやすい水道料金の実現、すなわち今後更新その他である意味では値上がり傾向になっていく中であっても、低廉なまま安定させていく、幾らかでも企業努力をして引き下げること可能な範囲でしていくということであるわけでありましてけれども、そのようなものをしていくための基本は給水原価の圧縮であろうというふうに考えます。この中で最も大きい茨城県からの受水料、受水価格のその引き下げのための取り組みについて、契約水量の部分などについて伊藤議員への答弁、詳細になされましたけれども、その単価も含めた総体としての受水価格の引き下げのための努力、特に今後についてどのように努力していくおつもりなのかをこの際ご説明を求めます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

披田信一郎議員のご質問にお答えいたします。

この経営検討委員会については、伊藤悦子議員にもお答えしたところでありますけれども、経緯についてということでございますが、この経緯につきましては、平成18年に入りまして、正副企業長会議のたびに経営検討委員会なるものについて議論を重ねてまいったところでございます。もう内容については私からご報告するまでもなく、いわゆるその改善並びにコスト削減を図って、この経営体質を健全なものを構築していこうということを目的にしたところであります。また、内容等につきましては、予算等に関する件、さらには施設の新設及び大規模改修の計画、さらには経営改善及びコスト削減を図ると、こうした協議の内容を中心的にこの委員会が立ち上がったところでございます。

これまでの検討内容であります。これは主に先ほどご答弁いたしましたように、電算業務のシステム変更等について協議をしておるところでありますし、今後におきましても、入札関係、さらに人事関係、財政関係、諸課題の検討を行って、引き続き行財政改革の取

り組みを進めてまいりたい、このように思っておるところであります。

行財政改革のおくれについてであります。なかなか難しい問題がございますが、これまでの企業団の経営状況等は、長い間水道料金の改定及び企業債の借り入れも行わないで、加入金の収入も多くありまして、毎年約2億円の純利益が出ております。安定した経営を進めてまいりました。行財政改革についての対応は、これが要因ではないかというふうには思っておるところであります。また、これまでの社会の変化等に対する情勢の見きわめも少し甘かったのではないかと、このようにも思っております。今後は、より一層の行財政改革を進めて、健全な事業運営が継続できるようにさらに努力をしてまいりたいと、このように思っているところあります。

○議長（貫井 徹君）

事務局から補足答弁を求めます。事務所長、宮本 満君。

<事務所長 宮本 満君 登壇>

○事務所長（宮本 満君）

それでは、3点目以降の質問にお答えいたします。

適正な減価償却と財務会計制度のあり方について、またそれをどう考えているのかというような質問でございますが、減価償却は地方公営企業法施行規則第6条に基づき、償却資産について毎事業年度減価償却を行うこととなっております。定額法により減価償却額を決定して、固定資産の取得原価を費用に配分をして期間の損益を算出いたしております。財務会計制度のあり方ということですが、内部留保資金の取り扱いといたしましては、純利益がある場合は企業債の次年度の償還金に充てる減債積立金と、償還金以外に利益がある場合は新規工事や更新工事の建設改良積立金といたします。なお、減価償却費は、損益勘定留保資金として次年度の建設改良費予算の補てん財源となり事業運営をしているところあります。

次に、加入金収入について水道事業収益の扱いとなっておりますが、加入金制度導入の経緯といたしましては、料金の抑制と世代間の公平性を理由として、昭和57年度より新規加入者に負担をお願いしているところあります。加入金収入科目を収益的収入と資本的収入に分けて取り扱うべきだという質問の趣旨かと存じますが、一部を資本的収入とした場合は資本的収入が減収になり、導入時の目的と異なると考えておりますので、今後の取り組みにつきましては現在の取り扱いで行ってまいりたいと考えております。

4点目の人口推計が過大に見積もられていないかのご質問につきましては、平成8年度から平成17年度の実績に基づく趨勢人口及び水量と今後の開発人口及び水量から需要量を予測しております。平成32年度の全地区の給水人口は26万2,900人、1日最大給水量は8万8,200 m^3 と試算いたしております。平成13年度の計画では、給水人口は32万5,360人、1日最大給水量は12万5,860 m^3 でありました。見直しにより給水人口で6万2,460人、1日最大給水量で3万7,660 m^3 の下方修正をいたしております。今後は5年くらいの中期計画

を立て、社会情勢の変動にも対応できる事業計画の補正を行っていきたいと考えております。

5点目の水道料金体系のあり方についての質問でございますが、社会構造等の変化により核家族化及び少子高齢化が進行し、また節水型機器等の普及、ペットボトルによる飲料水の販売などにより、1世帯当たりの使用水量が減少傾向になっていることも事実であります。当企業団においても、基本水量の10m³に満たない使用者が多数おりますので、基本水量及び基本料金の見直しについては、財政状況等を見きわめながら研究することも必要かと思っております。

水道料金体系を大別してみますと、用途別、口径別、単一料金等のその他の3つに区分されます。全国的に見ますと口径別と用途別が多く採用され、基本水量につきましてはほとんどの事業体において10m³と設定されております。料金設定の基本的な考え方は、減価償却費、企業債利息、受水費の資本費については基本料金で財源を確保することが基本原則となっております。こういうことですので、当企業団においては原則に基づき基本料金の設定をしております。また、基本水量がなしの料金体系を採用している近隣の水道事業体と比較をしてみますと、使用水量がゼロから5m³くらいでは、基本水量がなしの体系の方が安くなっております。10m³を超えますと、従量制を採用しておりますので、企業団よりかなり高くなっているような料金設定となっております。

この体系の特色でございますが、10m³で設定するということは、資本費関係の費用をゼロから10の人すべての人から徴収するというようなことで、安定した水道事業を行っていくということと、基本料金がゼロということで水量を設定しない、基本料金を500円とか1,000円とか料金だけを設定する。1から使うと1m³幾らというようなことで、従量制で取る料金の方法につきましては、今までも言っておりますように、少人数家族、10m³以下の対象者に対する基本料金の設定の方法かなと考えております。

最後に6点目ですが、受水費の取り組みについてお答えいたします。企業団の決算において、水道事業費用の約48%を占めているのが茨城県企業局への受水費の支払いであり、給水原価が供給単価より高くなっている状態であります。受水費が企業団の経営の中で大きな問題であることは承知しておりますが、契約水量の見直しについては何度となくこれまで要望しておりますが、先ほども企業長が申し上げましたように、なかなか認めていただけないというような状況でございます。今後においても、引き続き料金の見直し、水量の見直し等については、各市とも協議をいたしまして要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

ご答弁ありがとうございます。伊藤議員への答弁とも重なったり、その部分を含めてさまざまなものが出されてきたと思います。

そこで、続けてお伺いをいたしますが、まず1つには、昨年度議会の中でも取手の朝比奈議員から質問もなされ、答弁もされておりましたけれども、いわゆる厚生労働省が今後の水道事業のあり方を検討していくために、水道ビジョンを各事業体でもつくっていくようにと、平成20年度までにというようなことでなされていることがございます。当企業団において、最初の話では19年度中にというようなお話もあったようですがありますけれども、現時点で議会などに公表されていないわけでありましてけれども、当企業団としての水道ビジョンの策定がどのようになっているのか。また、作業は進んでいると思いますけれども、その中でこういった今後の当企業団のあり方の問題についてどのように言及されているのか、その概略なりともお示しをいただき、今後の公表についてご説明を求めます。

また、今の給水原価の現況の中で、一方で努力することとしては、私は繰り返し申しておりますけれども、やはり節水型社会ということを見据えていく必要があるということで、現在の利用者にとにかく湯水のごとく水をどんどん使えというような形でしていくというのは適切ではない中、しかしながら、管路が既に整備されているところで水道がつながっていない。これは、私の出身の龍ヶ崎市において数字的にも大きいということで考えていかなければいけないんですけれども、管路整備済み地区における水道使用率を上げるための方策について、企業長からさまざまな努力をしているということは総括的に既に伺いましたけれども、具体的にどんな作業をしてきたのか。そしてまた、今年度、来年度していこうとしているのかをお教えてください。

続いて、当企業団の経営状況と、また将来のまだ新設、牛久の東部などを初めとして進めていく必要があるわけでありましてけれども、その部分、そして当企業団事務所に併設されている若柴配水場などにおいても設備の更新が求められているわけでありまして。こういう残りの新設と設備の更新といったものを踏まえたこのあり方に関しては、水道を利用している方々にも積極的にその現状を情報開示し、また説明をしていくということが必要ではないかと考えておりますけれども、どうでしょうか。

このようなことは、一方で、当面一定の水道量の縮減の方向での見直しをしつつ営業努力をすることが必要だと思っておりますけれども、一方では長期的には水道料を下げるといよりは、逆にほっておけば上がってってしまう、そのような中でどのような理解を水道利用者にしていただけるかという点からいっても重要な課題ではなからうかと思えます。これらについて、どのようなことが今なされて、またこれからどのように努力をしていこうとしているのか、ご説明を求めます。

さらに、いわゆる行政改革の中で、当企業団の直接的な職員の削減をまだ一定、定年退職者の不補充というような形でしていくということは、それはそれとして必要だと思っ

おります。しかし、一方で、水道事業者としての技術や人的ノウハウを継承させていくという視点からの対策についても考えていかねばならないと思います。そのような意味では、新規の採用をも計画的に行い、人員構成の上でのバランスを考える、そしてその技術の継承、そういったことが必要だと思われまます。このような点からする新規職員採用のあり方、また情報処理を初めとする各種専門分野での技術習得者の中途採用といったことも考えられるのでは、また必要ではないかとも思いますがいかがか、お考えをお示してください。

大きな水道料金の問題であります。最終的には今後の見直し、何らかの形で見直しをするための研究は始める、またはしていこうということは既にご答弁されておりますので、そのスケジュールをどのように考えていくのかということが質問の眼目になりますが、その際に、先ほどの基本料金制と最低使用水量制、必ずしも今まで現在の最低使用水量制ということについて疑うということにはなかったようですので、あえてその比較を1回目の答弁でしていただくようにいたしましたけれども、県南でも守谷であるとか土浦などで500円程度の基本料金を置き、使わないならばゼロ、1でも3m³でも5m³でも使えばその分をのせていくという形の体系がまだまだ一般化はされておられませんけれども、既に採用されています。やはり、核家族化で進行する少人数家庭や、また節水努力に対する報いをしていくというような観点からも、また先ほど伊藤議員から指摘をされたいわゆる計量器というか、メーター料を別途払うという部分についても、わかりやすさというか、わかりにくさというか、本来の設備に必要な部分という意味で、そのようなつながっている限りにおいて必要な、使用水量と関係のない部分を基本料という形にするということはあるのではないかと。

それからまた、これは契約を結びつつ井戸水をも使って、実際には使用水量を縮減している家庭などとの関係も含めて、基本料金制をもう少し積極的に受けとめながらこの体系のあり方を考えていっていいのではないかと考えておりますけれども、このようなことを含めた今後の水道料金見直しのスケジュールと検討の課題をお知らせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（貫井 徹君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

披田議員の今後の職員の採用の問題、さらには料金等の問題について、この2点についてお答えをいたします。

まず、職員の技術の継承等ではありますが、水道事業の業務につきましては事務系と技術系の2つがあります。特に、技術系の業務ではありますが、これは給水装置関係、漏水修繕関係、工事の設計監理、配水場の管理など現場関係の仕事が主であります。その中でも現

場関係の管理監督につきましては、短期間での経験では対応することが大変難しく、長年の技術と経験、そのノウハウが必要であります。技術職員を育成するには、日本水道協会によります技術研修会に派遣をし、また技術系への配置転換などによりまして実務経験をさせて対応させておるところでもあります。新規職員採用につきましては、経営の健全化を図らなければならない状況下においては、退職者が出たからその分即補充するということは大変難しい状況であります。職員の人員構成のバランス及び適正な配置等については大変重要なことであるという認識は持っておるところであります。

次に、水道料金の問題についてでございます。これにつきましては、取手市議会より意見書が提出されておりますし、また住民からの請願書も提出されております。これらの動き、運動に対しましては、私どもといたしましては真摯に受けとめてまいりたいと、このように思っているところでございますが、平成19年度から加入金の値下げをいたしました。また、19年度の決算状況及び今後の財政状況を把握いたしまして、経営検討委員会において十分協議をしなければならない、このように考えておるところであります。

○議長（貫井 徹君）

事務局より答弁をいたします。次長、石田勝久君。

<次長、石田勝久君 登壇>

○次長（石田勝久君）

披田議員の質問にご説明いたします。

水道ビジョンにつきまして、これは県南水道の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のために方策等を示すものとして、平成18年度に作成いたしました。分析・評価に当たっては、日本水道協会規格として策定されました水道事業ガイドラインを活用し、可能な範囲で業務指標を算出し、現状分析を行いました。計画期間は平成19年度から平成27年度であります。

この水道ビジョンの公表についてであります。できるだけ早い時期に県南水道のホームページ等において公表してまいりたいと考えております。

それから、管路整備地区での水道使用率を上げるための方策とのご質問でございますが、平成18年11月から12月にかけてまして龍ヶ崎市川原代地区等で水道が既に整備されている場所、それに水道整備要望等により配水管布設工事をいたしました地域で水道未加入者の多い地区を職員で約2,400戸の家庭に戸別訪問して、水道加入啓発を実施いたしました。しかし、この地域は豊富な地下水に依存し、何の問題もないから今は地下水を使用しているというような家庭が多数ありました。県南水道では併用の方法も勧めましたが、上水道になかなか加入していただけないのが現状であります。

今後の方策といたしましては、上水道は安全で安心だということをホームページ及び各市の広報紙へ掲載等を実施し、上水道の加入啓発を図り、牛久市、取手市についても計画を立てて使用率を上げたいと考えております。そのほかに、普及率の向上は企業団の課題

でもありますので、大口利用者に当たる学校、工業団地、病院等への依頼等、配水管布設工事計画時点におきまして工事中に住民への加入の依頼を行っておりますが、そのときの状況でなかなか加入していただけないのも現状であります。

以上でございます。

○議長（貫井 徹君）

答弁が終わりました。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

ご答弁ありがとうございました。最後の質問というか、まとめをさせていただきたいと思います。

まず、水道ビジョン、18年度中にできていращやるといご答弁なわけでありましたが、そしてこれは私の知るところ、先ほども触れました当企業団の水道事業基本計画書とある意味では一体的につくられたものではなかろうかとも思います。その抜粋は既に当議会には8月に配付もなされているところ、せつかくのこの決算議会、こういったことが議論される、そのような場にその前に提出をされるということが何ゆえになされなかったのか、腑に落ちないものでもあります。ぜひ早急に、もうできているものである限りにおいて示していただき、またそれを丸々ホームページに載せればそれで公表したということに——公表の一つでは当然あると思いますけれども——なるとはやはり思われなところ、ぜひそのダイジェストなりポイントを、企業団からすれば各構成市町村の市の広報などもお願いをしながら、広く広報していくということも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでありましようか。

それから、いずれにせよ管路整備地区での水道使用率を上げるための努力はしているし、これからもしていこうということは確かにあるわけでありますけれども、いま一步その工夫というものをしていかなければいけないのではないかと。あわせて、そういう意味での、言ってみれば民間では当たり前な、既に商品はあるわけである、それをいかに売っていくのかという営業努力、この点についてもっと、例えばこれらを直接に担当する部署は当企業団の、現在5課あるわけでありますけれども、どこでというような質問を振ると余りはっきりした答えが出てこない。総務課でその他の事務としてキャンペーンを張ったり、努力をするときにはしてきたということであるようではありますが、やはりぜひ、既に現状使っていただいているところのものをカウントし、ちゃんちゃんとやっていくということは当然でありますけれども、新規の開拓といったような営業的部門についてもしっかりとした部門なり担当を明確にしながら、あるときには企業長を初めとして全職員一丸となつてのキャンペーンというのも必要ではなかろうかとも思いますけれども、少なくともそのような形のある体制をも考えていく必要があると思いますが、いかがでありましようか。

それから、減価償却、そして財務会計制度について1回目でお伺いをいたしました。そ

して、最初の加入料の問題について、現状ではそれを水道会計の中に入れて、資本費的な部分に入れるには難しいという否定的なご答弁がありましたけれども、やっぱり理屈の点でいえば、これは資本的な部分に本来なるといふ方がわかりやすいということではなかろうかと思っております。個々の既にこうなってしまうものを動きながらどう変えていくのかということの難しさはありますけれども、明日からがらっと会計制度上変えるということは、逆に言えば既に3億円ぐらいの赤字をしようということをある意味で意味するわけであって、現実的でないとも言えるかもしれませんが、5年程度の中期的な期間の中で、あるべき将来の更新などに見合うちゃんとした資本費的な部分の留保と財務会計上のあり方の再整理をぜひ考えていっていただきたい。

そして、それとは相反するかのようでありますけれども、当面はある種の営業努力の一つとして昨年度の議論、そして今年度の4月から既に実施したところであります加入料の引き下げに続く料金体系自体を少しでも引き下げる方向で努力をしているということ、現在の利用者そしてこれからの給水をしていただく皆さんに伝わるようなメッセージとして、ぜひ努力する必要があるだろうと。ただ、これはそのための原資がないものをやれということやはりできないわけであって、長期的に給水原価と現在の入ってくるものとのバランスをとるように、いかに抑えていくのかという努力が必要なわけでありませぬ。

しかし、受水料などを下げることの困難さのある中で、内部経費というか、今かかっている経費をどれだけ切り下げることが求められており、なぜ、いわゆる行財政改革がおくられてきたかということについての評価というか、総括をお伺いをいたしましたけれども、過去は過去として、今まさにある意味で経営検討委員会が努力を始めていらっしゃるわけですから、これをしっかりと継続をしていく中で、数字の計算はあれですけども、例えば電算一つとっても、9,000万円程度のものが3,000万円とも5,000万円とも縮減できるというようなことを初めとして、直接的な金額が余るのは、やはり職員の減った部分を不補充するという、ちょっと安直な形になりますけれども、短期的にはそのようなことも含めて、やはり年間1億円とかという程度の内部圧縮をしていくことは十分現実的に可能であろうというふうに考えます。

これらを原資として、先ほども申しましたように、水道料についても将来的に向けた体系の見直しをあわせた、幾らかでも下げていくということのメッセージを外に対して出す。そして、そのための原資を生み出すためにも一層の内部努力をしていくということ、短期的にはぜひ考えていただきたいと。そのような意味での料金見直しについて、特別委員会での議論のことも今後ありますので、細かい答弁は結構ですけども、ぜひともお考えをいただきたいし、繰り返しになりますけれども、加入金の本来のあり方などを含めた、やっぱり財務留保、更新がこれからしっかりとやっていける財務会計の見直しをつくり出すべくお願いをいたしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（貫井 徹君）

披田議員、要望でいいですね。

○10番（披田信一郎君）

はい。

○議長（貫井 徹君）

これで披田信一郎君の質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終わりました。これで一般質問を終わります。

◇日程第5 請願第1号

○議長（貫井 徹君）

日程第5、請願第1号、水道料金の値下げを求める請願についてを議題といたします。

これより特別委員長の報告に入ります。去る2月23日の第1回定例会において特別委員会に付託いたしました請願書の審査の経過と結果について、特別委員長の報告を求めます。特別委員長、中根利兵衛君。

<特別委員長、中根利兵衛君 登壇>

○特別委員長（中根利兵衛君）

このたび特別委員会に付託され、継続審議中でありました平成19年請願第1号、水道料金の値下げを求める請願について、その審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

この請願の審査につきましては、去る2月23日の第1回委員会において委員長選任等の協議を行いました。4月には統一地方選挙が行われ、龍ヶ崎市及び牛久市の議員の改選により特別委員の交代があり、6月29日に第3回委員会が開催され、再度委員長選任等の協議をいたしました。その後、事務局より水道料金関係、将来の財政及び工事等に関する資料が提出され、事務局長、次長の出席のもと委員会を4回ほど開催し、付託されました請願につきまして慎重に審査をいたしました。

審査の内容につきましては、事務局より提出されました資料、水道料金の関係では家事用の基本料金及び超過料金の値下げの試算について、近隣水道事業者の基本水量と料金の状況、供給単価、給水単価及び加入金について、また最大給水量の実績、さらには財政及び施設については経常収支概算表並びに今後の施設工事計画等に基づき事務局より詳しい説明を受け、慎重な審議を重ねてまいりました。その結果、さまざまな意見が出されました。

まず、基本水量及び料金の見直しは、高齢者及び少人数家庭にとってぜひやらなければならない課題である。量水器使用料は本来は水道事業者の負担ではないのか、無料化にすべきである。入札制度の改善を行い、余剰金を生み出す努力をして、その中で値下げも考

えられる。経費削減の努力を続ける中から値下げの原資も生み出せるのではないか。高齢者にとっての水道料金は何とかしなくてはいけないなどの意見がございました。また、各委員の総括的な意見といたしましては、今後の収入増の確保のために営業的な努力をしていただきたい。行政改革を進め、経費の削減に努力していただきたい。県企業局に対する契約水量の見直しについて、議会及び執行部においても受水費を抑える努力を今後ともしていただきたい。以上、3点に集約されました。

なお、採決に当たっては次のことが焦点になりました。値下げをするだけの予算、原資があるのかないのか、あるとすればどのぐらいあるのか。この試算につきましては平成17年度、18年度の経常収支である収益的収入・支出によりますと、水道料金では赤字であるが、加入金によって2億円からの利益が出ていることから、多少の還元する予算が出せるものと判断をいたしました。ただし、今後の施設整備計画を見ますと、耐用年数の切れる施設、配水場・配管の整備、また石綿管の更新、災害時の耐震整備あるいは管網整備などの工事の計画がされております。70億円からの借入れが必要とのことであります。大幅な値下げはできないものと認識をいたしました。

また、会計上の問題ですが、広域企業としての収支が大変わかりづらい。収益的収入・支出と資本的収入・支出の2つに分かれており、もっと民間企業会計と同じようなわかりやすいものに改善すべきとの意見もございました。今後の課題として、収入を増やすための施策を考えていくべきであるとのことであります。収入を増やすためには、まず水を売ることであるとの所長の答弁でございました。現在、本管が配置されていても加入されない方もあります。これまで職員全体で加入の促進に努めてきましたが、今後は議員の方々にもPR、また加入の促進をお願いしたいとのことでございました。

2つ目に、県企業局に対する契約水量の見直し、1日の最大給水量の実績等状況を見ますと、かなりの基本水量と実績水量が差が出ております。平成15年からの差が年々増加しております。受水費を下げる努力が必要であります。また、有収率を上昇させることによって見直しができるのではないかと。

3つ目に、行政改革を進めて経費の削減に努めていく、委託できるものは委託していく、下水道との一元化、水道料金のコンピュータシステムによる内部改革、これらは今後も実施していくとのことでございました。

4番、普及率を高めていく。現在78%のことでありますが、きょうの答弁で80%ということでしたが、先ほどの加入の促進につながると思いますが、管網整備がおくれている地域、地下水の汚染等も考えられ、早急な設置が望まれております。これは牛久東部地区、奥原地区に今後実施していくとのことでございました。管網整備を進めて普及率を高めていく。

5、社会経済、家庭環境が変化している中であって、基本料金を含め3ないし5年ぐらいで全体の見直しが必要であるとのことであります。

以上、要望等を含むあらゆる角度から審議をしてきた結果、10月26日の第7回の委員会において5名の委員の出席のもと、最終の質疑応答及び審議を行った後採決をいたしました結果、全員異議なく当請願を採択することに決定をいたしました。

以上で水道料金の値下げを求める請願審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（貫井 徹君）

これより特別委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

なしと認めます。これをもって特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。8番、曾根一吉君。

<8番、曾根一吉君 登壇>

○8番（曾根一吉君）

水道料金の値下げを求める請願に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

水道料金の値下げを求める請願の内容は、基本水量の10^m3当たり1,400円を5^m3で700円にして、基本水量5^m3を超えて10^m3までの単価は140円とするものです。また、10^m3を超える部分の単価を現行の210円から200円に料金を値下げする。また、3項目めとして水道加入金の引き下げ、この3項目であります。

請願者の要望は、一般家庭用の水道料金を現在よりも値下げして、安い料金にしてほしいというものと理解いたします。確かに、県南水道企業団は公営企業でありますので、地方公営企業法の第3条「経営の基本原則」として、公共の福祉を増進するよう運営することと規定されております。つまり、安全な水を適正な価格で安定的に提供するのが公共の福祉の増進になると思います。適正な価格かどうか重要な判断になるわけであります。

地方公営企業法の第21条では料金について、公正妥当かつ「適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定めております。皆さんは既にご承知かと思いますが、当企業団の給水原価は平成18年度で235円、これは^m3当たりです。一方で、水道料金は211円95銭であります。つまり、現在の水道料金は製造原価を下回って供給しており、いわば赤字販売をしている状況が実態であります。1^m3の水を供給しますと、23円02銭の損失が今この瞬間にも続いているわけであります。原価を基準に考えれば、料金の値下げは相当に困難なのではないでしょうか。

請願者は、企業団は利益が上がっているのに料金値下げが可能ではないかとの主張もあるようです。企業団も公営企業ではありますが、適正な利益が出るように経営しなければ水の安定供給はできません。そこで問題になるのが適正な利益かどうかであります。

平成12年度から平成18年度までの利益を見てもみますと、単純に比較しますと、最大利益が4億7,520万円で、最小利益が1億8,213万円です。大ざっぱに言って、約3億円程度の

利益変動があるわけです。今後もこのような変動があるとすれば、変動幅の半分かもう少し多い額の利益が出なければ、赤字決算の可能性が出てまいります。つまり、乱暴な計算とはなりますが、最終利益だけを考えれば、1億5,000万円から2億円くらいの利益計画がなければ赤字になる可能性があるのではないのでしょうか。平成14年度の利益が1億8,213万円、平成15年度が2億236万円、16年度が2億5,336万円、17年度が2億975万円、そして平成18年度が2億2,533万円です。平成16年度は2億5,000万円ですから、少し利益が多いのかなと思いますが、赤字を回避するための適正な利益の範囲と考えます。つまり、2億円程度の利益は、赤字にならないようにするために必要なものと考えます。

直近の平成18年度利益の内容ですが、水道料金の収支は4億5,252万円の赤字です。これに加入金収入6億7,785万円が加わり、最終的に2億2,533万円の利益が計上されているわけであります。この加入金ですが、前の年より1億5,523万円も多かったのです。前年並みの加入金であれば、7,900万円のみ利益になったはずなのであります。

請願者は、利益が上がれば水道利用者の不利益になるような主張もあるようですが、実際にはこの利益は、これまでも何遍も執行部の方から説明ございましたが、公営企業法第32条により減債積立金として積み立てて、借金の返済資金となっております。つまり、利用者が使う水道設備等の債務返済に充てられているのでありますので、水道利用者の負担を間接的に軽くしているのであります。だから、利用者の負担軽減とも言えなくもないのであります。利益処分は、法律により利用者の利益を守るように厳格に運用されているのであります。

また、この請願への反対の理由の一つといたしまして、今後、水安定供給のための設備投資が必須となっていることがあります。これも本日の答弁の中で何遍か出てまいりました。一般質問にも水道事業基本計画書によればというようなことで、施設の耐震化対策、これに相当な投資が必要であるというふうになっておりますね。例えば、若柴配水場1号・2号配水池耐震化に更新、老朽化が進行している管理棟、これも耐震化構造物に更新、それから3号配水池、これは耐震診断もやっていないわけですね。耐震診断を行い、必要があれば耐震補強を施すと。これ、今、若柴配水場だけを申し上げたわけですがけれども、牛久配水場、戸頭配水場、藤代配水場、みんな似たようなものです。1件や2件じゃないんです。4件も5件も、1カ所につき耐震化に更新しなきゃいけないと。地震対策、今叫ばれております。これはやめるわけにいかないんだと私は思っております。

さらに、設備の老朽化対策というものもあるんですよ。これもすごいんです。もう皆さんお読みになっているかと思いますがけれども、水道事業基本計画書の中でね。これを読みますと愕然とします。今まで何をやってたんだというようなことですね。ただ、過去のことを申し上げてもしょうがないです。例えば、若柴配水場だけを取り上げますと、市内系配水ポンプ設備更新、また電気計装設備更新、それから自家発電設備更新、滅菌設備更新、あるいは集中監視制御設備も更新、これも若柴配水場でこれだけの更新しなきゃ

いけないということになっております。牛久配水場も似たようなものです。また、戸頭配水場と藤代配水場、あわせましてやはり似たような状況になっております。老朽化して、もういつ壊れてもわからない状態だというふうに指摘しているわけですね。これは専門家が調べてそういうふうに指摘しているわけです。事故があったらどうするんでしょうかと。

我々、地方公営企業法で縛られた経営をしているわけですが、この中で安定供給しなきゃいけないことになっているんですよ。そういう意味で、今後の設備投資が非常に大きなものになっていくということがありますので、なかなか水道料金について簡単に値下げというのがいかない。もう少し慎重に検討する必要があるかと思えます。

また、これも本日答弁にございました公害防止への投資ですね。鉛製給水管、先ほどの答弁では11年から12年かかるというふうなお話でしたよね。これだってもう、はっきり言って大変ですよ。平成16年6月に厚生労働省が発表した水道ビジョンによりますと、達成すべき施策目標の一つとして、鉛製給水管につきましては総延長を5年後に半減しなさいと言っているんですね。そして、できるだけ早期にゼロにする目標を立ててくださいというふうに、これは厚生労働省ですから、そういう目標を示しているわけですね。

○議長（貫井 徹君）

曾根議員、結論を急いでください。

○8番（曾根一吉君）

はい。要するに、こういうようなものに早く手をつけなきゃいけないと。手をつけるには、必ず設備投資という形で経営に影響を与えるわけですね。

また、地震災害に対しましては、このほかに石綿セメント製送水管の更新、これも10年では終わりません。その倍近くかかるんじゃないかなというふうに言われておりますけれども、これだっただけで着実にやらなきゃいけない。この鉛製給水管及び石綿セメント送水管、これ一つとりましても、2つ合わせますと毎年3億円ぐらいかかるんじゃないかなと私は推定しております。

こういったような設備投資は、水の安定供給をするには必要なものでありますが、結果的に当企業団の企業債増加となります。したがって、企業債の返済額増大に伴う経費は、地方公営企業法第17条により水道料金収入をもって充てなければならないということになっておりますので、このようなことを考えますと、水道料金を単純に値下げするということが簡単に賛同できないのであります。

当企業団は公営企業法で経営している以上、どのようなことが起きましても赤字は避けなければならないと考えます。何回も申し上げますが、公営企業法第17条では、重大な災害などよほどなことがない限り、必要な経費はすべて地方公営企業の経営に伴う料金収入をもって充てなければならないのであります。赤字になりましても、市の税金などを簡単には投入できない仕組みになっているのであります。

以上述べましたように、県南水道企業団は独立採算制に基づく地方公営企業であるため

に、赤字決算とならないように堅実な経営が求められているのであります。常に適正な料金を慎重に考えなければなりません。現時点で、請願者の言うような単純な値下げを実施すれば、赤字決算の機会が増大して、すぐに料金値上げとなる可能性が出てくることも考えられます。今後に必要なことは、原価割れでの水道供給の改善であります。原価を下げるために、給水原価のもとになる県企業局からの受水費用、職員給与費用、減価償却費に計上される建設工事費用や委託料金などの見直しをした上で、水の安定供給を実現しながら水道料金の見直しをしなければならないと考えます。したがって、現時点での単純な料金値下げには反対を表明いたします。

○議長（貫井 徹君）

次に、賛成の方の発言を許します。5番、宮原節子さん。

<5番、宮原節子さん 登壇>

○5番（宮原節子さん）

簡単に申し上げます。牛久の宮原でございます。公明党を代表いたしまして、原案に賛成の討論をさせていただきます。

さきの水道議会におきまして、公明党の水道議員のメンバーから加入金値下げと水道料金の値下げを主張しました折、串田企業長より料金体系全体の見直しを検討との回答をいただき、この4月より主張してまいりました加入金の値下げが実現いたしました。

そしてこのたびの特別委員会におきましては、私も委員会のメンバーの1人として参画し、先ほど委員長からの報告もありましたが、今期に入りまして5回にわたって多方面からさまざまに調査、整理がされました。それらの経過並びに過日の佐久水道企業団視察研修等、その経過を含めて、執行部の値下げへの努力、検討を含めまして賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（貫井 徹君）

ほかにありませんか。10番、披田信一郎君。

<10番、披田信一郎君 登壇>

○10番（披田信一郎君）

請願について、特別委員会の委員として、委員長報告が先ほどございましたけれども、この審査に関わった1人として、さまざまな状況というか、条件を精査の上で、なおかつある意味では状況を改善する1つのことというか、きっかけとする意味においての、曾根さんから反対の討論がありました。その相当ほとんどの部分について同様の判断を持っておりますけれども、結論は逆に今回この請願を採択とし、そのことによって執行部の行革の努力、そして5年程度の中期的な中での本来のあるべき、例えばその資本的部分と料金収入の関係であるとか、曾根さんも利益という言葉に限定的に使われたと思いますけれども、実際に利益が出ているとはやはり思えません。その見かけの利益を出してしまうよう

な財政のありよう、そして今後の方針のことなどについて十分に論議が尽くされてこなかったことなどを、この段階で変えていくことを、まずは営業努力を進め、加入者を増やしていくきっかけとすることを一定の限度において料金を下げる方向で、なおかつそれは体系そのものをこの際現在に合わせて見直すということが、どちらかという主眼になると思いますが、すべきだという趣旨において結論は請願に採択だということでもあります。

それから、曾根議員からはこの請願で、最低水量を5 m³程度に引き下げることとか幾つかの具体的なことが出されました。確かに請願を主張されている方々にそういう具体的なあれはあるのかもしれませんが、当特別委員会に付託されたものの中で、それらの具体的な数字そのものが審査の対象だったわけではありません。さまざまな観点から、それほど大幅な引き下げが可能であるわけではない。また、将来においては逆の引き上げをすべきという主張をするつもりはございませんけれども、そういう可能性を含めた見直しをも必要だということも特別委員長からのご報告にあった、それを改めて反すうしていただいて、これをきっかけとして当企業団のあり方が抜本的に変わっていくためにも、この際請願の採択を求めたいと思って賛成の討論といたします。

○議長（貫井 徹君）

披田議員に忠告します。曾根議員の発言に対して、地方自治法上、議員に対してのご返事というか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、11番、伊藤悦子さん。

< 11番、伊藤悦子さん 登壇 >

○11番（伊藤悦子さん）

日本共産党を代表いたしまして、今回の請願に賛成の立場で討論を行います。

今、構造改革の中で市民生活は本当に苦しくなっている、これが実態ではないでしょうか。特に、高齢者などは、先ほども言いましたが、年金が削減される中でのさまざまな負担増が襲いかかっているわけです。こういった中での「10トン以下の使用については本当に何とかしてほしい」、こういう声も届いています。またさらに、最近さまざまな事情の中で各物価が上がっているわけです。そうした中での本当に必要な水道、その料金を「今黒字なんだから何とかできないのか」、こういう声も届いています。

黒字の問題に対してはさまざまな意見がありますが、使っている市民の皆さんは、それはお金としてきちっとある、黒字である、この実態なのになぜ還元されないのか。これは、水道料金徴収の中で黒字になっていることは明らかなのです。これを還元するのは、やはり市民のためにも公営企業として安心で安価な水を供給する、このことが求められると思いますので、私はこの請願に賛成をいたします。

○議長（貫井 徹君）

ほかにございせんか。6番、大谷雅彦議員。

< 6番、大谷雅彦君 登壇 >

○6番（大谷雅彦君）

特別委員会の皆さんには慎重なご審議をいただいたようではありますが、私は反対の立場で討論を申し上げます。

と申しますのも、実際公営企業として見せかけの黒字でしかないという根本的な問題がございます。私も、できるものであれば水道料金はもっと安くという考え方は以前から持っておりますが、このたび県南水道議員としていろいろ知るにつけ、このまま安易な値下げということは相当の無理があり過ぎるという判断をしております。かといって、実際に社会情勢、家族構成の大きな変化というものは、これを見過ごした料金体系をいつまでも続けていくことは、私は適当ではないだろうと思います。

したがって、私の考え方といたしましては、そうした現状をよくよく分析した上で、一部値下げ、そして近未来を想定すれば大きな財政需要に対する値上げも必要であると、そうした一体的な検討を執行部に要望し、その情報を的確に公開していただいて、この議会を含め、利用者も含め、今後の県南水道の健全な、そして安定した安全な経営が続いていくように努めていくべきであろうと思います。

以上をもって反対討論を終わります。

○議長（貫井 徹君）

ほかにございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（貫井 徹君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

では、請願第1号、水道料金の値下げを求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採決であります。

請願第1号、水道料金の値下げを求める請願を採択することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（貫井 徹君）

起立多数です。したがって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（貫井 徹君）

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。平成19年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。大変にご苦勞さまでございました。

午後 4時38分 閉会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日
茨城県南水道企業団議会
議長

会議録署名議員
議員 10番
議員 11番